

身体拘束ゼロを目指して

1 身体的拘束最小化に関する基本的な考え方〈当院理念〉

身体拘束は、患者様の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻む行為です。

当院では、患者様の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、全関係職員が身体拘束による身体的・精神的弊害など、身体的拘束適正化の意義向上や知識を周知し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急・やむを得ない場合（身体拘束の3原則をすべて満たした場合）を除き、身体的拘束を行わない診療・看護の提供に努めています。また、「身体的拘束最小化委員会」「身体的拘束最小化チーム」を設置し管理・運営を行っております。

大洲記念病院 院長 清水 晃 看護部長 松岡 純二

2 身体的拘束を行わないための取り組みについて

当院ではせん妄や認知症、身体的拘束のリスクのある患者様の入院を制限していません。またこれらの患者様が入院される際に、当院では原則として身体的拘束を行いません。当院では代替品を使用し、身体的拘束の最小化に取り組んでいます。

【代替品例】

- ・衝撃吸収マット
- ・寝衣の工夫
- ・センサーマットの使用
- ・体動クリップの使用



3 身体的拘束を行うリスク、行わないリスクについて

入院生活では手術・治療の侵襲、痛みや点滴、術後創部に血がたまらないようにするための管（ドレーン）の挿入、心電図の機械などの装着により、せん妄症状や、認知症の症状が強く現れることがあります。

転倒、点滴や管等を自分で抜いたり、疼痛や違和感により創部を触ったり、不快感からオムツを触ったりする等の行為が出現する可能性が考えられます。そういった患者様に対して当院では可能な限り近くで見守りを行い、身体的拘束を行わないための代替方法を検討しますが、それでも制限を守ることが難しい場合にのみ身体拘束を行わせていただきます。身体的拘束を行う場合は当院で定めている「切迫性要因・非代替性要因・一時性要因」の三原則全てに該当する場合のみ身体的拘束を行うものとしします。

身体的拘束を行うことにより上記にある転倒、抜管行為、不潔行為等の抑制になりますが、身体拘束は本来基本的人権の損害に値する行為であり、倫理的問題を考慮し極力使用を避けるようになっていきます。

当院では、やむを得ず身体的拘束が必要となった場合は毎日観察を行うとともに早期解除に向けた評価を日々行っております。また実際に身体的拘束が必要になった場合は都度、ご本人、ご家族様に身体的拘束の必要性を説明させていただきます。

「本人の尊厳を守るため」の緊急やむを得ない場合の3つの要件

1

切迫性

本人または他の入院患者さま等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

2

非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

3

一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

